

---

---

# 第1編 受援計画編

---

---



# 第1章 総則

## 1 策定の目的

平成23年3月11日14時46分頃に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の大地震と巨津波、さらにその後発生した福島第一原子力発電所の事故によって、県内では死者、行方不明者を合わせて3,975名の人的被害と15,224棟の住家全壊被害（平成29年6月5日現在）をもたらした。

本県では地震と原子力災害の複合災害により、県民の救出や救助、避難の遅れや、避難所への食糧や衣料等の物資、特に灯油やガソリン等の供給が滞り、原子力災害の風評被害も相まって浜通りを中心に危機的な状況に陥った。

発災直後は被災情報の収集さえも困難を極め、全国知事会による他都道府県の支援、国・自衛隊による物資供給、災害ボランティア等多方面からの人的・物的支援により、未曾有の大規模災害を乗り切ってきたが、未だ原子力災害の収束には至っていない。

県においては、複合災害の混乱の中、災害対策本部内での業務量に応じた人員配置ができていなかったこと、また、大規模災害の発生を想定した受援計画が策定されていなかったことから、応援を申し出ていただいた方に必要とする情報を適切かつ迅速に伝達することができず、多方面からの人的・物的応援を十分に生かすことができなかった。

このような反省から、今般、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れるスキームとして新たに受援計画を策定することとした。

## 2 平成28年熊本地震における受援・応援

東日本大震災以降、平成28年熊本地震の対応においても、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ企業、ボランティア団体等により、様々な種類の応援が行われた。熊本県及び同県内の被災市町村に対する都道府県からの短期職員派遣状況は、平成28年10月18日の派遣終了時点で延べ46,827人、各都道府県調整による民間団体等からの短期派遣は14,405人に及び、災害対策に果たした役割は大きい。

一方で、広域的な応援・受援に具体的な運用方法・役割分担が未だ確立していないこと、応援の受け入れにあたり県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱が見られた。平成28年12月に取りまとめられた「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」では、今後の広域災害の対応における「受援を想定した体制整備」について、検討を進めるべきこととして提言されている。

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府（防災担当））

## 3 福島県地域防災計画との関係

この計画は福島県地域防災計画一般災害対策編・第3章・第2節「職員の動員配備」、同・第5節「相互応援協力」及び同・第23節「ボランティアとの連携」により策定するものであり、その内容は「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「8道県協定」という。）、並びに「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（以

下「5県協定」という。)の趣旨を踏まえたものである。

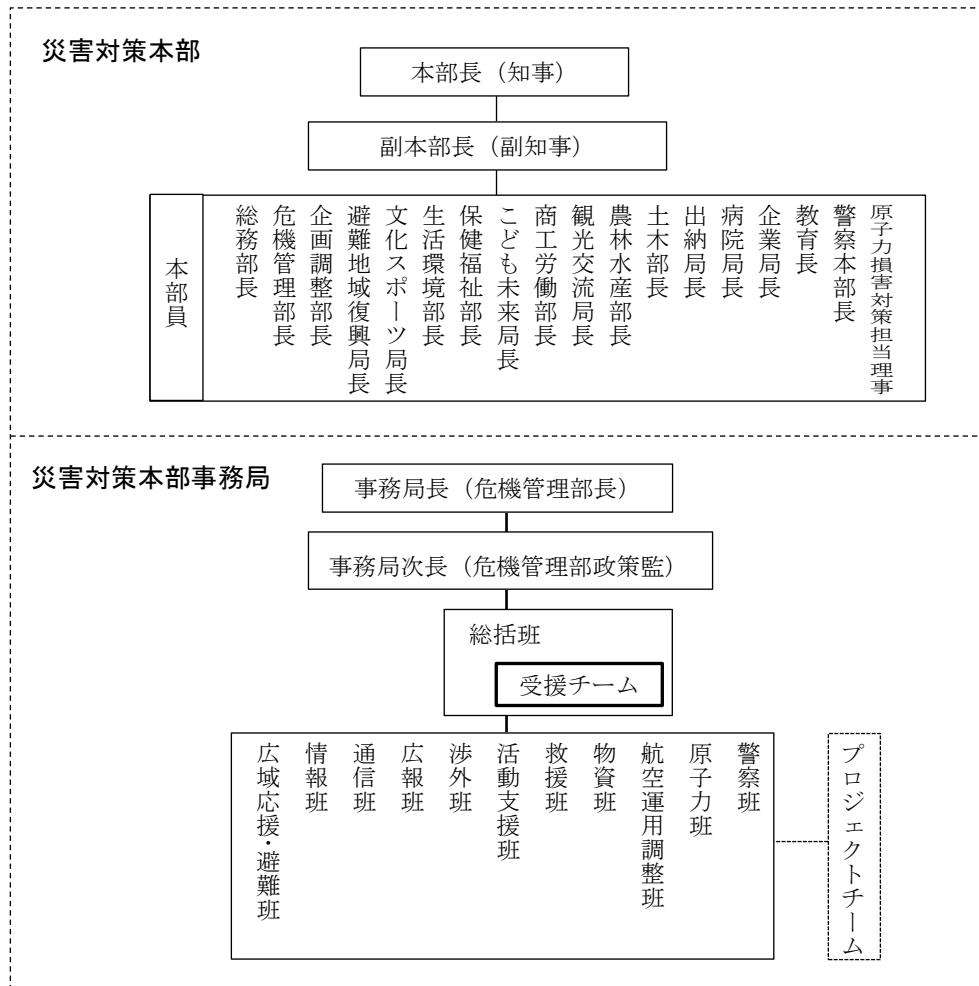
なお、福島県地域防災計画一般災害対策編・第3章・第5節「相互応援協力」のうち、緊急消防援助隊の応援については、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に定めるところによるものであり本計画の対象としない。

## 第2章 組織

### 1 基本方針

福島県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）は、福島県地域防災計画に規定する全職員配備体制による活動を行う場合において、全国の自治体等からの応援の受入れのため必要と認めるときは、福島県災害対策本部（以下「県本部」という。）事務局（以下「本部事務局」という。）総括班内に受援チームを設置する。

<福島県災害対策本部組織編成表>



### 2 受援チームの組織

- (1) 受援チームにリーダー、サブリーダー及びチーム員を置く。
- (2) リーダー及びサブリーダーは、危機管理部の主幹以上の職員のうち危機管理部長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- (3) チーム員は、4名とし、総括班、広域応援・避難班、活動支援班から指名する。
- (4) 危機管理部長は、必要と認めるときは、他班からも含め、チーム員を追加して指名する。

### 3 受援チームの担当業務

受援チームの担当業務は、次のとおりとする。

- (1) 全国の自治体から応援のために派遣される職員（以下「応援職員」という。）による人的応援の要請
- (2) 全国の自治体等に対する物的応援の要請
- (3) 他の都道府県に対する業務等の提供の要請
- (4) 応援職員による人的応援の申し出の受付
- (5) 他の都道府県による業務等の提供の申し出の受付
- (6) 申し出のあった人的応援及び業務等の提供に係る担当部との調整
- (7) 被災地における応援のニーズの把握
- (8) 応援職員の宿泊場所等のあっせん
- (9) その他応援の受入れのあっせん及び受入窓口についての情報提供

### 4 受援チームの業務上の留意点

- (1) 受援に関する状況把握・とりまとめ

被災市町村に設置される受援班あるいは担当と協働し、受援状況に関する情報のとりまとめを実施する。被災市町村は対応に追われ、情報のとりまとめに着手できないことがあり、人的・物的資源の受援に係るとりまとめが被災地応援の重要な要素となることから、県が率先して応援するよう配慮する。

- (2) 応援に関する状況把握・とりまとめ

応援の主体となる県、市町村、関係機関からの応援状況に関する情報をとりまとめる。被災市町村には、県を通じて入ってくる応援に加え、直接応援に入る主体もでてくることから、少なくとも県を通じて入る応援に対しては、把握・とりまとめを確実に行うものとする。

- (3) 応援・受援調整及び調整会議の実施

受援側、応援側の事情を調整する機能を重視し、上記(1)、(2)で明らかになった状況を分析し、災害対応業務の具体的な目標を達成するために実行可能な「最も有効な資源の分配案」を示し、組織の受援・応援の方向性を調整する。

- (4) 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ

県が被災市町村の業務支援を行うために応援職員を派遣するにあたり、庁内の各部局へ照会するとともに、応援可否をとりまとめる。その他、県内の被災していない市町村から職員を派遣するための調整を行う。

- (5) 資源の調達・管理

上記(1)～(4)を踏まえ把握した全体状況に基づき、その後に起こる被害や対応を想定し、今後必要な人的・物的資源についての見込みや見積もりを検討し、計画的な応援・受援を実現に努めることとする。

### 5 受援チームの廃止

県本部長は、県本部の設置から概ね1ヵ月が経過した時点で受援チームを廃止する。ただし、受援チームの設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでな

い。

## 6 受援訓練の実施

県は、応援の受入れが円滑に行われるよう、必要な訓練を実施する。

## 第3章 都道府県による応援

### 1 基本方針

- (1) 他の都道府県への人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請は、受援チームが担当する。
- (2) 受援チームは、応援の要請等に当たり、8道県協定実施細目で定めるカバー（支援）県及び5県協定実施細目で定める応援総括県等から派遣を受けた連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。
- (3) 他の都道府県から応援のため派遣される職員（以下「都道府県応援職員」という。）による人的応援の申し出の受付は、受援チームが担当する。
- (4) 都道府県応援職員は自己完結型<sup>注）</sup>で活動するよう努める。
- (5) 他の都道府県からの業務等の提供の申し出の受付は、受援チームが担当する。

注）ここでの「自己完結型」とは、被災地に負担をかけないよう、往復の交通や宿泊先の確保に加え、水・食料・薬・着替え等の必要な備えをして被災地に入ることをいう。

### 2 北海道・東北8道県への応援の要請

- (1) 受援チームは、県本部長が必要と認めるときは、8道県協定に基づき、次のカバー（支援）県に対して人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請を行う。

カバー（支援）県		部局名	課名	無線電話	NTT電話	FAX
1	新潟県	防災局	防災企画課 危機対策課	—	—	—
2	宮城県	総務部	危機対策課	—	—	—
3	山形県	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局	危機管理課	—	—	—

- (2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、受援チームは、後日、当該事項を記載した規定様式をカバー（支援）県に提出する。

- ア 応急対策に必要な資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- ウ 職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員
- エ 職員の活動場所及び活動場所への経路
- オ 派遣を希望する期間
- カ 県内の被害状況
- キ その他必要と認められる事項

### 3 茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県への応援の要請

- (1) 受援チームは、県本部長が必要と認めるときは、5県協定に基づき、次の応援総括県に



対して人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請を行う。

応援総括県	部局名	課名	無線電話	NTT電話	FAX
1 新潟県	防災局	防災企画課 危機対策課	—	—	—
2 茨城県	防災・危機管理部	防災・危機管理課	—	—	—

(2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又は応援総括県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、受援チームは、後日、当該事項を記載した規定様式を応援総括県に提出する。

- ア 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ ヘリコプターの応援要請を行う場合は、派遣場所及びヘリポートの位置
- ウ 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- エ 派遣職員の職種及び人員
- オ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- カ 応援期間（見込みを含む。）
- キ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### 4 ブロック間応援の要請

(1) 受援チームは、県本部長が必要と認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）及び8道県協定に基づき、次の機関を通じてブロック間応援の要請を行う。

	機 関	無線電話	NTT電話	FAX
1	北海道総務部危機対策局危機対策課	—	—	—
2	青森県危機管理局防災危機管理課	—	—	—
3	新潟県防災局危機対策課	—	—	—
参考	関東地方知事会幹事都県（H30年度：埼玉県） 埼玉県危機管理防災部消防防災課	—	—	—
	全国知事会	—	—	—

(2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、受援チームは、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った機関に提出する。

- ア 応急対策に必要な資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- ウ 職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員
- エ 職員の活動場所及び活動場所への経路
- オ 派遣を希望する期間
- カ 県内の被害状況
- キ その他必要と認められる事項

(3) 受援チームは、(1)の要請をしたときは、速やかにその旨を全国知事会に連絡する。

## 5 連絡調整員への配慮

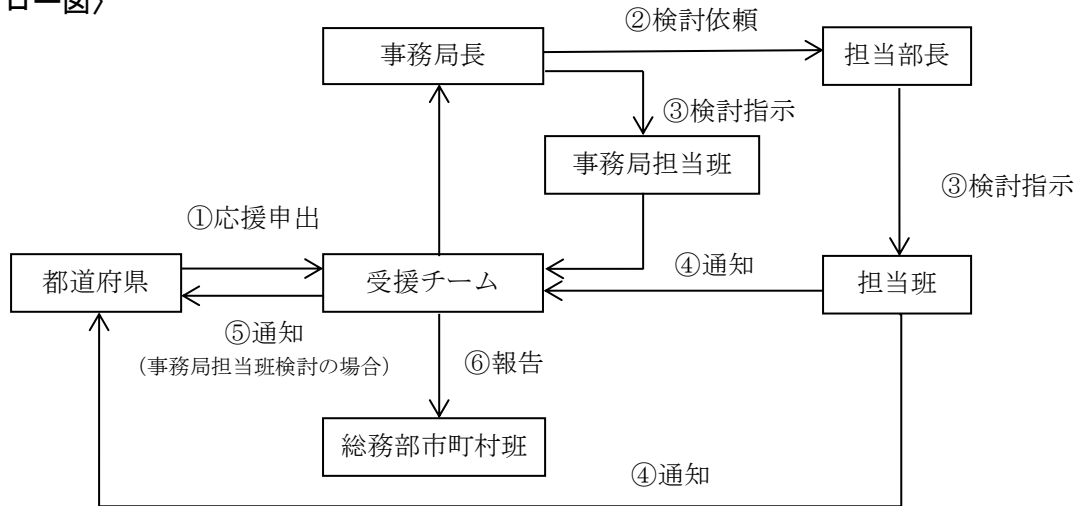
受援チームは、カバー（支援）県又は応援総括県から連絡調整員の派遣を受けたときは、当該連絡調整員との連絡調整を円滑に行うため、次の対応を行う。

- (1) 県本部本部員会議への連絡調整員の出席
- (2) 本部事務局等における連絡調整員の活動場所の確保
- (3) 連絡調整員の宿泊場所のあっせん

## 6 都道府県応援職員の受入れ

- (1) 各都道府県からの都道府県応援職員による人的応援の申し出は、受援チームが受け付ける。
- (2) 受援チームは、都道府県応援職員による人的応援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の応援の申し出を優先して受け付ける。ただし、本部事務局長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 受援チームは、人的応援の必要性及び都道府県応援職員の活動拠点の把握のため、本部事務局総括班、広域応援・避難班及び活動支援班、並びに総務部市町村班と緊密に連携する。
- (4) 受援チームは、把握した人的応援の必要性に係る情報について、必要に応じて総括班内で共有する。
- (5) 事務局長は、通信の途絶等により人的応援の必要性を把握できないときは、被災地における応援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- (6) 受援チームが(1)の申し出を受け付けたときは、事務局長は事務局担当班に検討を指示する。または、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (7) 担当部は、(6)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当班は受入れの可否、日時、場所等について、人的応援の申し出を行った都道府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (8) 担当班は、受入れの可否等の検討結果について、受援チームに通知する。
- (9) 受援チームは、都道府県応援職員の受入れの状況を「応援受援管理資源帳票」を活用して整理する。
- (10) 受援チームは、都道府県応援職員の受入れの状況について、必要に応じて総務部市町村班に報告する。

〈フロー図〉



7 受入れが想定される業務

(1) 想定業務並びに担当部及び担当班

大規模災害発生直後に都道府県応援職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当班は、概ね次のとおりである。

業 務		担当部	担当班
1	本部事務局の支援業務	本部事務局	総括班
2	市町村の行政機能回復のための支援業務	総務部	市町村班
3	空間線量率及び降下物等の放射性物質濃度の測定等に関すること	本部事務局	原子力班
4	避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること	本部事務局	広域応援・避難班
5	避難所の運営等の応援に関すること		
6	保健医療福祉調整本部に係る業務		
7	保健医療福祉に関すること	本部事務局 保健福祉部	救援班 健康衛生班
8	精神保健医療に関すること		
9	被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること		
10	在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること	本部事務局 保健福祉部 こども未来部	救援班 生活福祉班 こども未来班
11	在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること		
12	在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること		
13	災害遺児対策に関すること	こども未来部	こども未来班
14	身体のスクリーニング等に関すること	保健福祉部	健康衛生班

業 務		担当部	担当班
15	物資の供給	本部事務局 商工労働部 農林水産部	物資班 商工労働班 生産流通班
16	土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること	土木部	河川港湾班
17	被災宅地の危険度判定活動に関すること	土木部	都市班
18	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関すること	土木部	建築班
19	建築物の応急危険度判定活動に関すること		

(2) 段階ごとの想定業務

都道府県応援職員による人的応援の受け入れが想定される業務は、「初動」「応急」「復旧」の各段階で、概ね次のとおりである。

業 務		初動	応急		復旧
		発災 当日	1日～ 3日後	3日～ 1週間後	1週間～ 1か月後
1	本部事務局の支援業務	○	○	○	○
2	市町村の行政機能回復のための支援業務		○	○	○
3	空間線量率及び降下物等の放射性物質濃度の測定等に関すること		○	○	○
4	避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
5	避難所の運営等の応援に関すること		○	○	○
6	保健医療福祉調整本部に係る業務		○	○	○
7	保健医療福祉に関すること		○	○	○
8	精神保健医療に関すること		○	○	○
9	被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること		○	○	○
10	在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
11	在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
12	在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
13	災害遺児対策に関すること		○	○	○
14	身体のスクリーニング等に関すること		○		
15	物資の供給		○	○	○
16	土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること		○	○	
17	被災宅地の危険度判定活動に関すること		○	○	

業 務		初動	応急		復旧
		発災 当日	1日～ 3日後	3日～ 1週間後	1週間～ 1か月後
18	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する こと			○	○
19	建築物の応急危険度判定活動に関する こと		○	○	

## 8 都道府県への要請

県本部長は、職員を派遣する都道府県に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) 都道府県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- (2) 都道府県応援職員は、応援都道府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 都道府県応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、作業着、ヘルメット、手袋、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、通信機器（衛星携帯電話等）、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、ライト（懐中電灯等）、被災地の地図、非常用燃料、原子力防災資機材（緊急時モニタリング資機材、原子力防災活動資機材、緊急時医療資機材）、その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）

- (4) 都道府県応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、受援チームは、必要に応じ、活動支援班及び総務部市町村班並びに地方本部（地方振興局）と連携して、都道府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

## 9 応援職員への配慮

活動支援班等は、必要に応じ都道府県応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

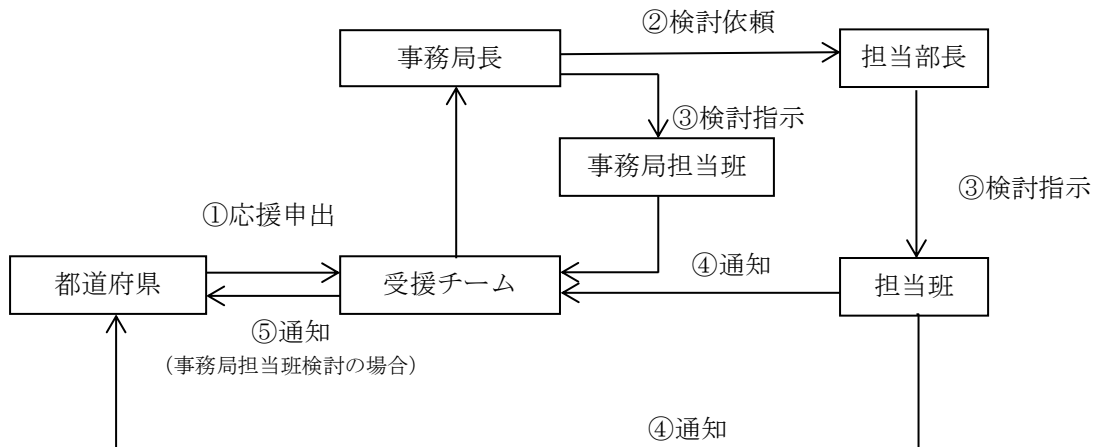
## 10 業務等の提供の受入れ

- (1) 他の都道府県からの業務等の提供の申し出は、受援チームが受け付ける。
- (2) 受援チームは、業務等の提供を受ける必要性を把握するため、本部事務局情報班と緊密に連携する。
- (3) 受援チームは、(2)の必要性に係る情報について、必要に応じて総括班内で共有する。
- (4) 事務局長は、通信の途絶等により業務等の提供を受ける必要性を把握できないときは、被災地における応援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- (5) 受援チームが(1)の申し出を受け付けたときは、事務局長は事務局担当班に検討を指示する。または、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。

(6) 担当部は、(6)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当班は受入れの可否等について、提供の申し出を行った都道府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

(7) 担当班は、受入れの可否等の検討結果について、受援チームに通知する。

〈フロー図〉



11 提供の受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に他の都道府県による業務等の提供の受入れが想定される業務並びに担当班は次のとおりである。

業 務	担当部	担当班
避難者の受入れ	本部事務局	広域応援・避難班

12 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った都道府県との間の協議により決定する。



## 第4章 市町村応援職員の受入れ

### 1 趣旨

県内の市町村は、災害対策基本法に基づく相互応援協定や消防組織法に基づく消防相互応援協定等に基づき、大規模災害発生時においても相互に協力し合っている。また、県内の市町村の多くは、県外の市町村と個別に災害時の協定を締結しており、県外の市町村とも大規模災害発生時における相互協力体制を構築している。しかしながら、大規模災害発生時には被災市町村において全国の市町村から応援のために派遣される職員（以下この章において「市町村応援職員」という。）の活動拠点を確保することができず、市町村応援職員が直接被災市町村の応援を行わずに、県本部の活動の応援を行うことで間接的に被災市町村の応援を行わなければならないような状況も想定される。

このことから、本編では市町村応援職員の受入れ体制について整理することとする。

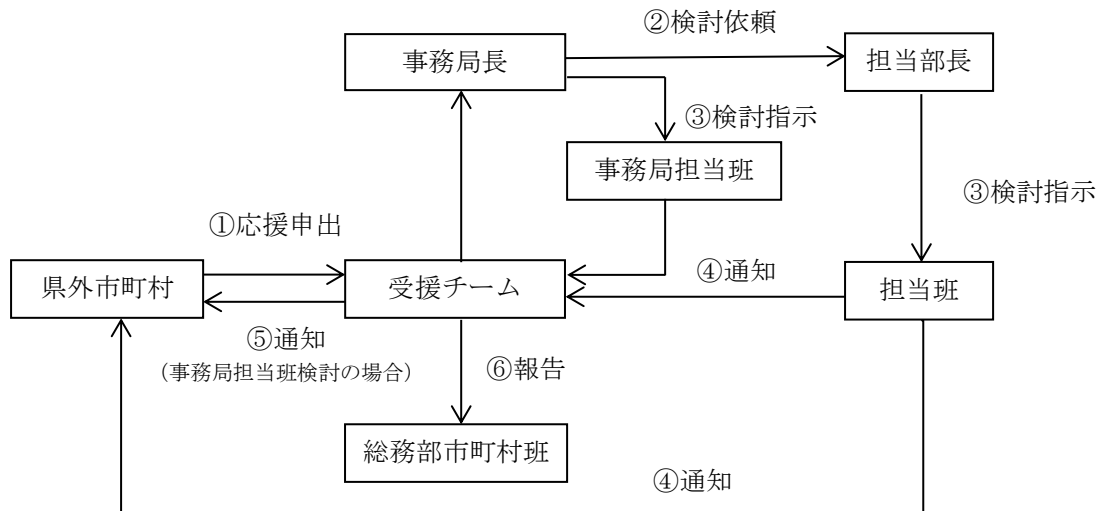
### 2 基本方針

- (1) 市町村応援職員による人的応援の申し出の受付は、受援チームが受け付ける。
- (2) 市町村応援職員は、自己完結型で活動するよう努める。

### 3 市町村職員の受入れ

- (1) 市町村応援職員による人的応援の申し出は、受援チームが受け付ける。
- (2) 受援チームは、市町村応援職員による人的応援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の応援の申し出を優先して受け付ける。ただし、本部事務局長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 受援チームは、人的応援の必要性及び市町村応援職員の活動拠点の把握のため、情報班及び総務部市町村班と緊密に連携する。
- (4) 受援チームは、把握した人的応援の必要性に係る情報について、必要に応じて総括班内で共有する。
- (5) 事務局長は、通信の途絶等により人的応援の必要性を把握できないときは、被災地における応援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- (6) 受援チームが(1)の申し出を受け付けたときは、事務局長は事務局担当班に検討を指示する。または、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (7) 担当部は、(6)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当班は受入れの可否、日時、場所等について、人的応援の申し出を行った市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (8) 担当班は、受入れの可否等の検討結果について、受援チームに通知する。
- (9) 受援チームは、市町村応援職員の受入れの状況を「応援受援管理資源帳票」を活用して整理する。
- (10) 受援チームは、市町村応援職員の受入れの状況について、必要に応じて、総務部市町村班に報告する。

〈フロー図〉



4 受入れが想定される業務

(1) 想定業務並びに担当部及び担当班

大規模災害発生直後に市町村応援職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当班は、概ね次のとおりである。

業務		担当部	担当班
1	市町村の行政機能回復のための支援	総務部	市町村班
2	空間線量率及び降下物等の放射性物質濃度の測定等に関すること	本部事務局	原子力班
3	避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること	本部事務局	広域応援・避難班
4	避難所の運営等の応援に関すること		
5	被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること	本部事務局 保健福祉部	救援班 健康衛生班
6	在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること	本部事務局 保健福祉部 こども未来部	救援班 生活福祉班 こども未来班
7	在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること		
8	在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること		
9	災害遺児対策に関すること	こども未来部	こども未来班
10	身体のスクリーニング等に関すること	保健福祉部	健康衛生班
11	物資の供給	本部事務局 商工労働部 農林水産部	物資班 商工労働班 産業振興班 生産流通班



業 務		担当部	担当班
12	被災宅地の危険度判定活動に関すること	土木部	都市班
13	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関すること	土木部	建築班
14	建築物の応急危険度判定活動に関すること		

(2) 段階ごとの想定業務

市町村応援職員による人的応援の受け入れが想定される業務は、「初動」「応急」「復旧」の各段階で、概ね次のとおりである。

業 務	初動	応急		復旧
	発災当日	1日～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月後
1 市町村の行政機能回復のための支援		○	○	○
2 空間線量率及び降下物等の放射性物質濃度の測定等に関すること		○	○	○
3 避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
4 避難所の運営等の応援に関すること		○	○	○
5 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること		○	○	○
6 在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
7 在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
8 在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること		○	○	○
9 災害遺児対策に関すること		○	○	○
10 身体のスクリーニング等に関すること		○		
11 物資の供給		○	○	○
12 被災宅地の危険度判定活動に関すること		○	○	
13 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関すること			○	○
14 建築物の応急危険度判定活動に関すること		○	○	

5 応援市町村への要請

県本部長は、職員を派遣する県外の応援市町村に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) 市町村応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- (2) 市町村応援職員は、応援市町村名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにす

ること。

- (3) 市町村応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、作業着、ヘルメット、手袋、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、通信機器（衛星携帯電話等）、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、ライト（懐中電灯等）、被災地の地図、非常用燃料、その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）
---

- (4) 市町村応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、受援チームは、必要に応じ、活動支援班及び総務部市町村班並びに地方本部（地方振興局）と連携して、市町村応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

## 6 応援職員への配慮

活動支援班等は、必要に応じ市町村応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

## 7 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った県外市町村及び被災市町村並びに県との間の協議により決定する。

## 8 市町村応援職員の派遣のあっせん

市町村応援職員の被災市町村への派遣にあたっては、必要に応じて、総務部市町村班が当該派遣のあっせんを行う。

## 第5章 義援物資の受入れ

### 1 基本方針

- (1) 義援物資の受入れは、本部事務局物資班及び商工労働部商工労働班が担当する。
- (2) 義援物資の受入れにあたっては、要配慮者を始めとして被災者が抱えていると想定される特性に十分に配慮する。
- (3) 義援物資を送付する者は、留意事項に十分に配慮する。
- (4) 義援物資の受入れにあたっては、企業その他の団体からの大口の義援物資の受入れを優先する。
- (5) 県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

### 2 義援物資の受付

【福島県地域防災計画一般災害対策編・第3章第16節第6・1参照】

### 3 物資受入拠点等

#### (1) 物資受入拠点

##### ア 民間の物資拠点候補施設

民間倉庫の在庫管理ノウハウの活用を図ることが支援物資の効率的な配布につながることから、民間倉庫の利用を優先する。

##### イ 広域陸上輸送拠点

県では、他都道府県からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送の拠点として、下記の広域陸上輸送拠点を指定している。

	施設名	住所
1	あづま総合運動公園	福島市佐原字神事場 1
2	福島県消防学校	福島市荒井字仲沢 7
3	県産業交流館(ビッグパレットふくしま)	郡山市南 2 丁目52番地
4	白河市総合運動公園	白河市北中川原30
5	会津総合運動公園	会津若松市門田町大字御山字村上164番地
6	びわのかげ運動公園	南会津郡南会津町永田字枇杷影 2
7	J ヴイレッジ	双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森 8
8	県立原町高等学校	南相馬市原町区西町 3 丁目380番地

##### ウ その他

状況に応じて、物資受入れ港、物資受入れ空港に指定されている小名浜港、相馬港、福島空港の拠点としての利用を検討する。

- (2) 物資班及び保健福祉部生活福祉班は、物資受入拠点における物資の仕分け等のため都道府県応援職員や災害ボランティアの協力を得るとともに、商工労働部商工労働班と連携する。

### 4 必要な義援物資

#### (1) 食料

ア 大規模災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者及び透析患者その他の慢性疾患患者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮する。

区 分	義援物資
主食用	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、離乳食、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、レトルト食品、漬物、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	ミネラルウォーター等

イ 補足事項

- (ア) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を必要とする。
- (イ) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必要とする。
- (ウ) 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものを必要とする。
- (エ) 一定程度の期間保存が可能で、賞味期限又は消費期限がある食料については、おにぎりやパンなどの期限が短いものを除き、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

ウ 食糧

アのうち、主食用である米や野菜類等の生鮮食料品については、農林水産部生産流通班が受入の調整を行う。

(2) 食料以外

ア 大規模災害時に必要となることが想定される義援物資（食料以外）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。

区 分	義援物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類（特に女性用）
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ、生理用品等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等
その他	医薬品、カイロ

イ 補足事項

- (ア) 外衣、肌着、身回品等については、新品とするとともに、調達にあたってはサイズに留意する。この場合において、肌着等を必要とする期間は、発災から概ね1ヵ月とする。
- (イ) 日用品については、未使用、未開封のものとする。

（ウ） 使用期限等のある日用品等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

## 5 留意事項

(1) 梱包した義援物資を送付する者は、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

ア 品目

イ 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限

ウ 数量

エ 提供元機関名

オ 担当者名及び連絡先

(2) 梱包した義援物資を送付する者は、小口及び混載の物資について送付を控えるよう努める。

## 6 義援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

## 7 義援物資の受入れ状況の整理

本部事務局物資班及び保健福祉部生活福祉班は、義援物資の受入れの状況を「応援受援管理資源帳票」を活用して整理する。

## 第6章 災害ボランティアの受入れ

### 1 基本方針

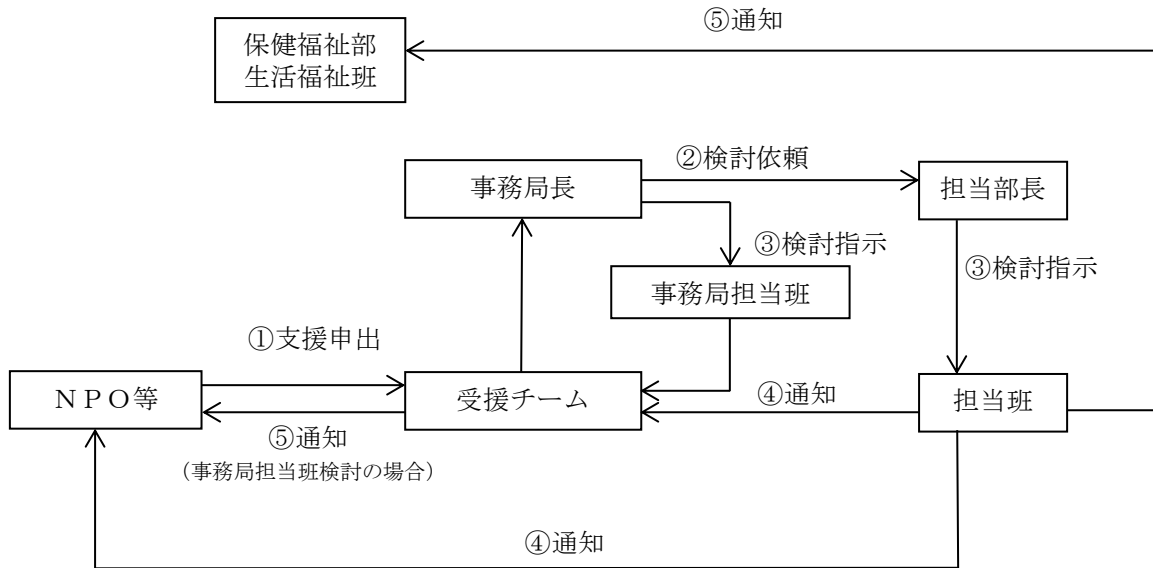
- (1) 災害ボランティア活動を行う者の受入れは日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会並びに市町村社会福祉協議会が担当し、県（受援チーム、保健福祉部生活福祉班）は福島県社会福祉協議会と連携し、受入れの窓口について情報提供を行う。
- (2) 災害ボランティア活動を行う者のうち、NPO等で、自己完結型の災害ボランティアを行う団体（以下「NPO等」という。）の受入れは、受援チームが担当する。
- (3) NPO等は、自己完結型で活動する。
- (4) 保健福祉部生活福祉班は、NPO等と、災害ボランティア活動に関する情報共有の場を設ける。
- (5) 受援チームは、災害ボランティア活動のニーズ等について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

### 2 災害ボランティアの受入れ

災害ボランティアの受入れは、福島県地域防災計画一般災害対策編・第3章第23節第1・1によるが、NPO等の受入れについて、日本赤十字社福島県支部並びに県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会での調整が困難である場合には、次のとおり受入れを行う。

- (1) NPO等による人的支援の申し出は、受援チームが受け付ける。
- (2) 受援チームは、NPO等による人的支援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、事務局長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 受援チームは、人的支援の必要性及びNPO等の活動拠点の把握のため、本部事務局情報班及び保健福祉部生活福祉班と緊密に連携する。
- (4) 受援チームが(1)の申し出を受け付けたときは、事務局長は、事務局担当班に検討を指示する。または、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部は(4)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当班は受入れの可否、日時、場所等について人的支援の申し出を行った者に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (6) 担当班は、受入れの可否等の検討結果について、受援チーム及び保健福祉部生活福祉班に通知する。

〈フロー図〉



3 災害ボランティアの活動内容

大規模災害発生直後に災害ボランティアに期待される活動内容並びに担当部及び担当班は、概ね次のとおりである。

災害ボランティアの活動内容（想定）			担当部	担当班
1	災害・安否・生活情報の収集・伝達	安否確認、調査活動	本部事務局	情報班
2	炊きだし、その他の災害救助活動	炊きだし、避難所の運営補助、シート張り、引っ越し、給食サービス、洗濯サービス、移送サービス、入浴サービス、理容サービス	本部事務局	広域応援・避難班 救援班 物資班
3	医療、看護	医療、負傷者の移送	本部事務局 保健福祉部	救援班 健康衛生班
4	高齢者介護、看護補助、外国人への通訳	介助、話し相手	保健福祉部 生活環境部 観光交流部	保健福祉班 生活福祉班 生活環境班 観光交流班
5	清掃及び防疫	清掃、後片付け	本部事務局 生活環境部	救援班 環境保全班
6	災害応急対策物資、資材の輸送及び配分	物資仕分け、物資搬送	本部事務局 商工労働部 農林水産部	物資班 広域応援・避難班 商工労働班 生産流通班
7	災害応急対策事務の補助		本部事務局	活動支援班



災害ボランティアの活動内容（想定）		担当部	担当班
8	建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定	土木部	建築班
9	無線による情報収集及び伝達	本部事務局	情報班
10	被災ペットの救護活動	保健福祉部	健康衛生班
11	その他	募金活動	保健福祉部
		その他専門的知識、技術を活かした活動	関係各部
			生活福祉班
			関係各班

#### 4 NPO等への要請

事務局長は、NPO等に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) NPO等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) NPO等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) NPO等は、災害の状況、活動期間等に応じ必要とされる食料、被服、事務用品等を携行すること。
- (4) NPO等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

#### 5 NPO等との情報共有

保健福祉部生活福祉班は、受援チーム、県社会福祉協議会、被災地入りしているNPO等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、支援活動を行っている者の生活環境について配慮する。

#### 6 災害ボランティア活動に係る情報発信

受援チームは、保健福祉部生活福祉班、県社会福祉協議会等と連携しながら、災害ボランティア活動のニーズや被災地の状況、交通機関の運行状況等について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

#### 7 医療・保健・福祉分野の専門職能団体との連携

災害時には医療・保健・福祉の支援ニーズが平時に比べ大幅に増えることから、保健福祉部生活福祉班は、平時からNPO等のうち医療・保健・福祉分野の専門職能団体を把握して連携を図っておき、災害状況に応じて応援を求めるものとする。

災害時に医療・保健・福祉分野に関する主な専門職能団体として、以下のような団体がある。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国保育士会</li> <li>○全国民生委員児童委員連合会</li> <li>○日本福祉施設士会</li> </ul> |
|--|



- 全国ホームヘルパー協議会
- 公益社団法人 日本社会福祉士会
- 公益社団法人 日本介護福祉士会
- 福島県精神科病院協会
- 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会
- 特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会
- 公益社団法人 日本医療社会福祉協会
- 公益社団法人 日本理学療法士協会
- 一般社団法人 日本作業療法士協会
- 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
- 公益社団法人 日本栄養士会
- 公益社団法人 日本看護協会
- 一般社団法人 日本義肢装具士協会
- 一般社団法人 日本言語聴覚士協会
- 公益社団法人 日本視能訓練士協会
- 公益社団法人 日本歯科衛生士会
- 一般社団法人 日本手話通訳士協会
- 福祉住環境コーディネーター協会

なお、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）については、独自の活動要領を有することから、この受援計画における専門職能団体の対象外とする。

## 第7章 海外からの支援の受入れ

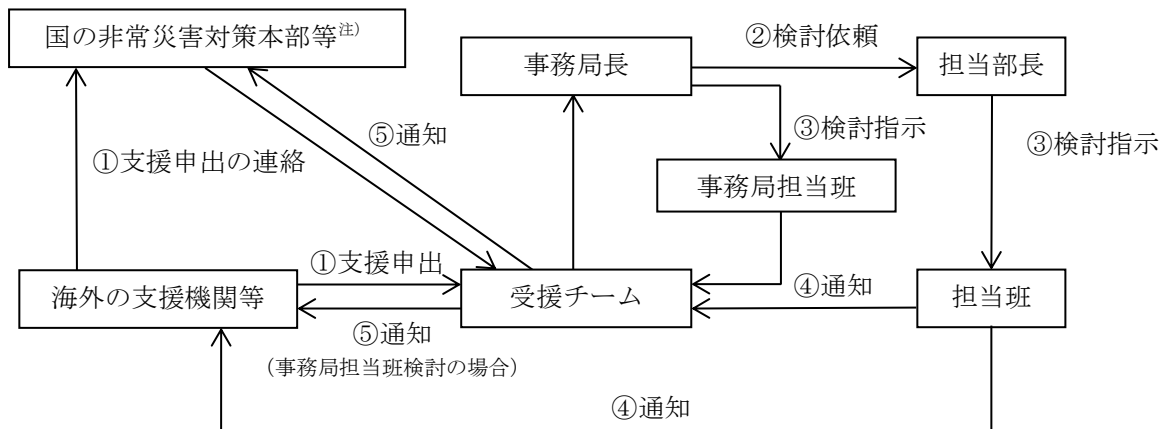
### 1 基本方針

- (1) 国際機関や政府系団体等海外からの人的支援の受入れは、受援チームが担当する。
- (2) 海外からの義援物資の受入れは、第5章の規定による。
- (3) 海外からの災害ボランティアの受入れは、第6章の規定による。

### 2 海外からの人的支援の受入れ

- (1) 海外からの支援の申し出等は、受援チームが受け付ける。
- (2) 受援チームは、海外からの人的支援の申し出等にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、事務局長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 受援チームは、支援の必要性及び活動拠点の把握のため、本部事務局各班及び各部関係班と緊密に連携する。
- (4) 受援チームが(1)の申し出等を受け付けたときは、事務局長は、事務局担当班に検討を指示する。または、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部は(4)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当班は受入れの可否、日時、場所等について支援の申し出等を行った者に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (6) 担当班は、受入れの可否等の検討結果について、本部事務局受援チームに通知する。

#### 〈フロー図〉



注) 非常災害対策本部は、災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、臨時に内閣府に設置される組織（災害対策基本法第24条）。さらに、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合には、緊急災害対策本部を設置される（災害対策基本法第28条の2）。

### 3 通訳等の支援

受援チームは、海外からの支援の受入れにあたり、生活環境部生活環境班、国際関係団体等と連携しながら、必要に応じて、通訳・翻訳、支援者が活動を行うための通訳等のあっせんその他担当班が必要とする支援を行う。